

公告

県営住宅の管理代行について

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 47 条に基づき、長野県佐久建設事務所及び長野県伊那建設事務所が所管する県営住宅の管理を、長野県住宅供給公社が管理代行者として行うことになりましたので公告します。

令和 3 年 3 月 3 1 日

長野県住宅供給公社

理事長 太田 寛

記

- 1 長野県に代わり県営住宅の管理を行う者の名称
長野県住宅供給公社 理事長 太田 寛
- 2 長野県に代わって管理を行う県営住宅
「県営住宅等に関する条例(昭和 35 年長野県条例第 33 号)」第 2 条に規定する県営住宅のうち次に掲げる県営住宅

(佐久建設事務所管内)

団地名	位置
東小諸	小諸市甲
下郷土	小諸市東雲三丁目
新みどりヶ丘	小諸市甲
丸山	小諸市菱平
池の前	小諸市御影新田
城下	小諸市乙
泉	佐久市前山
白山	佐久市三河田
大塚	佐久市根々井
伊勢林	佐久市新子田
旭ヶ丘	佐久市臼田
塩名田	佐久市塩名田
宿岩	南佐久郡佐久穂町宿岩
浅間台	北佐久郡軽井沢町長倉
平和台	北佐久郡御代田町御代田

(計 15 団地)

(伊那建設事務所管内)

団地名	位置
水神橋	伊那市上牧
竜東	伊那市日影
大萱	伊那市西箕輪
若宮	伊那市若宮
神明	伊那市高遠町西高遠
馬見塚	駒ヶ根市赤穂
経塚	駒ヶ根市経塚
湯舟	上伊那郡辰野町伊那富
旭	上伊那郡辰野町小野
上の原	上伊那郡辰野町赤羽
木下第2	上伊那郡箕輪町中箕輪
浅間塚	上伊那郡南箕輪村浅間塚
中込	上伊那郡南箕輪村中込
大原	上伊那郡宮田村

(計 14 団地)

3 長野県に代わって行う県営住宅の管理の内容

次に掲げる事務

(1) 県営住宅等に関する条例に基づく事務

県営住宅等に関する条例の条項	事務の内容
第3条、第4条第1項	入居者の公募に関する事務
第5条	入居申請の受理に関する事務
第4条、第6条第1項及び第3項	入居者の選考及び許可に関する事務
第6条第2項	補欠入居者選考予定者の選定及び順位付けに関する事務
第8条	入居申請者への入居許可の通知に関する事務
第9条第1項各号列記以外の部分	入居すべき日の指定に関する事務
第9条第2項	入居すべき日の変更に関する事務
第9条第3項	入居の許可の取消しに関する事務
第9条の2	暴力団員の同居の不承認に関する事務
第9条の3	暴力団員の承継の不承認に関する事務
第13条第1項	明渡しの日認定に関する事務
第15条第1項	入居者の修繕又は費用負担の選択に関する事務
第19条	明渡し検査の職員の指定に関する事務
第23条第1項	高額所得者への明渡し請求に関する事務
第23条第3項	高額所得者の明渡し期限の延長に関する事務
第23条の3第1項	暴力団員への明渡し請求に関する事務

第 25 条第 1 項	共同施設（集会所、駐車場）の使用許可に関する事務
第 27 条第 1 項	県営住宅の検査及び入居者に対する指示に関する事務

(2) 公営住宅法に基づく事務

公営住宅法による条項	事務の内容
第 21 条	県営住宅及び附帯施設等の修繕等に関する事務
第 27 条第 3 項	用途変更の承認に関する事務
第 27 条第 4 項	模様替え及び増築の承認に関する事務
第 27 条第 5 項	同居承認に関する事務
第 27 条第 6 項	承継承認に関する事務
第 32 条第 1 項	入居者に対する明渡し請求に関する事務
第 32 条第 5 項	入居者に対する明渡し請求の通知に関する事務
第 33 条	公営住宅監理員の設置に関する事務
第 34 条	収入状況の報告の請求等に関する事務

なお、業務の詳細については、業務仕様書による。

4 県営住宅の管理に関して、上記以外に併せて行う業務

業務の内容
家賃、敷金、滞納家賃の収納に関する事務
収入申告に関する事務
申告書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
県が国の補助を受けずに建設して低所得者に賃貸する住宅の修繕、収入申告、家賃及び滞納家賃等の収納等に関する事務
その他県営住宅の管理に必要な事務

なお、業務の詳細については、業務仕様書による。

5 長野県に代わり県営住宅の管理を行う期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間